

甲良町放課後児童クラブ運営業務委託契約書（案）

甲良町（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）は、甲良町放課後児童健全育成事業における放課後児童クラブ運営業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、甲良町放課後児童健全育成事業における放課後児童クラブ運営業務（以下「委託業務」という。）の実施を受注者に委託し、受注者は本契約記載の諸条件をもってこれを受注することを目的とする。

（実施方法）

第2条 受注者は、別紙の「甲良町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）により委託業務を実施しなければならない。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日とする。

（委託料）

第4条 委託業務に対する委託料は年額_____円（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条に基づき非課税とする）とし、委託料の支払いは、年間12回の分割払いとし、1回の支払額は委託料総額（年額を）12で除した金額を受注者からの請求により毎月支払うものとする。なお、その金額に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額とし、切り捨てた額の合計を最終支払月に加えるものとする。

2 発注者は前項の規定により受理した請求書により、受注者の指定する金融機関口座へ委託料を振り込むものとする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は発注者に対して遅延日数に応じ、契約締結の日における「支払い遅延防止法」に定める利率により計算した額の遅延利息を請求することができる。

（おやつ代、保険代）

第5条 仕様書の記載事項に基づく受注者からの請求により支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は免除とする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第7条 受注者は、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡や継承させてはならない。また、その権利を担保に供してはならない。

2 受注者は、業務委託の全部または一部の実施を第三者に委託し、受注者は請け負わせてはならない。但し、業務の一部につきあらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(損害賠償)

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、本契約に定める業務を適切に履行しなかった場合において、発注者に損害を与えたときは、発注者に対し、その損害を賠償しなければならない。

2 業務の実施について生じた損害は、受注者の故意または過失により生じた損害は受注者の負担とする。但し、発注者の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない。

(個人情報の保護)

第9条 受注者は、業務の実施により得た個人情報および収集した個人情報の取り扱いについて、業務にかかる事項以外で利用してはならないものとする。また、利用する際は当該個人情報の取り扱いに関する法令等の規定に基づき取り扱わなければならない。

2 受注者は、業務の実施によって得られた個人情報を契約の有効期間中のみならず、契約終了または契約解除後も第三者に開示または漏らしてはならない。

3 受注者は、個人情報の管理に関する事故等が発生したときは、速やかに発注者にその旨を報告しなければならない。

(報告書の提出)

第10条 受注者は、業務の実施状況等について、仕様書の記載事項に基づき業務完了届および事業報告書等を発注者の定める期日までに報告しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書等の受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 発注者は、受注者より提出された報告書等により確認が必要と認めるときは、受注者に業務の実施状況の報告を求めることができる。

(帳簿等の整備および保管)

第11条 受注者は、業務における収支に関する諸帳簿を備え、証拠書類を整備し会計年度終了後5年間これを保管しなければならない。

(実施調査)

第12条 発注者は、業務の実施状況等その他発注者が必要と認めた場合は施設への立ち入り調査を行い、受注者に対して必要な報告を求め、業務の実施に関する必要な指示を与えるものとする。

(契約の解除)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認められた時は、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなくこの契約を履行しなかったとき
- (2) 自己の責に帰する理由により、本契約を継続することが適当と認められないとき
- (3) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員またはその支店もしくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）または経営に事実上参加している者が暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- （4） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （5） 役員等または経営に事実上参加している者が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- （6） 役員等または経営に事実上参加している者が、暴力団または暴力団員に対して資金を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。
- （7） 役員等または経営に事実上参加している者が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、この契約条項に違反したとき。

（協議事項）

第14条 本契約の定める事項および業務の実施において必要な事項に関して疑義が生じた場合や本契約の定めのない事項等については、発注者および受注者双方で誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（合意管轄）

第15条 この契約について訴訟等が生じたときは、発注者の事務所所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、発注者および受注者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 滋賀県犬上郡甲良町大字在土 353 番地 1

甲良町

甲良町長 寺本 純二

受注者